



市民委員を募集します

藤沢市都市マスタープラン策定協議会

「藤沢市都市マスタープラン」の改定に向け、改定案をまとめる組織として「藤沢市都市マスタープラン策定協議会」を設置します。協議会の設置にあたっては、市民の方の視点によるご意見を取り入れて改定を進めるため、市民委員の募集を行います。



対象

- ・市内在住
- ・任用日現在、本市の他の審議会等の委員、常勤の特別職、職員・議員でない方



募集人数

- 3人程度
- ※男女比率・年代・居住地域等の均衡を考慮して選考します。



任期

任命日から
藤沢市都市マスタープラン改定完了まで



報酬

- 日額10,400円（交通費込み）
- ※任期中に計5回程度の会議を開催予定



申込期間

2024年11月11日(月) から 11月22日(金) まで ※土曜日・日曜日を除く
受付時間:8時30分 から 17時15分 まで ※12時00分 から 13時00分 までを除く



申込方法

「藤沢市都市マスタープラン策定協議会委員申込書」に記入し、必ず本人が都市計画課窓口（分庁舎3階）へ持参により提出

※ご提出の際、記入内容について聞き取りを行います。
事前に電話もしくはメールで来庁時間をご連絡いただけますと幸いです。

※申込書は都市計画課窓口及び各市民センター・公民館での配布のほか、
右の二次元コードから藤沢市ホームページでもダウンロードいただけます。



Q. 藤沢市都市マスタープランとは？

A. 都市計画法に基づき藤沢市が策定した「都市計画マスタープラン」であり、おおむね20年後の都市の姿を展望して、都市計画の基本的方向を定めているものです。

Q. なぜ改定するのか？改定時期の目標は？

A. 前回の全面改定から10年以上が経過し、藤沢市を取り巻く環境も大きく変化しつつあります。これらのことから、社会状況の変化を見据え、藤沢市全体のこれからの都市づくりの指針を示すことができるよう、改定を行うものです。改定時期は令和7年度末を予定しています。

Q. 会議の中で市民委員に求められる役割は？

A. 改定案に対し、市民の方の視点で、藤沢市全体の特性を捉えたご意見をいただきたいと考えています。